

令和 2 年 12 月 25 日  
消 防 庁

## 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布

消防庁は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和 2 年 10 月 26 日から令和 2 年 11 月 30 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、1 件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令」及び「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。

### 1 改正内容

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和 51 年通商産業省・自治省令第 1 号）に規定されている各様式中の㊦マークを削除する改正を行うものです。

### 2 意見公募の結果

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和 2 年 10 月 26 日から令和 2 年 11 月 30 日までの間、意見を公募したところ、1 件の御意見がございました。頂いた御意見及び総務省の考え方は、別紙 1 のとおりです。

### 3 省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令」及び「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令」を令和 2 年 12 月 25 日に公布しました。

改正省令の概要は別紙 2、改め文は別紙 3 のとおりです。

#### 4 資料の入手方法

別紙1～3の資料については、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) の「報道発表」欄に、本日(12月25日(金))掲載するとともに、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省消防庁危険物保安室(中央合同庁舎2号館3階)において閲覧に供するとともに配布します。



(事務連絡先)

消防庁特殊災害室 勝本、竹中

TEL 03-5253-7524 (直通)

FAX 03-5253-7534

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対して提出された意見及び総務省の考え方

案に対する意見及びその理由 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>1 様式上に規定されている押印に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 押印（又は署名）の廃止に反対である。</li> <li>・ 押印（印章を生じさせる。）又は署名は、そのその存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。（なお、記名の場合に、詐称等の不正発生の可能性・蓋然性が増えるのは、行政一般で理解・認識をしておくべき事とすら考える。）</li> <li>・ 例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。（でなければ、確実性についての質的なデグレードの発生と判断されるものである。）（なお、正当性・公正性についての質の劣化を発生させないのであれば、押印又は署名を求める箇所の減少や、一箇所ですべてまとめるようにする事等は可と考える。）</li> <li>・ 国民としては、事務において虚偽・不法が発生しない事を強く求めるのであるが、そのための保護が、法的及び物理的技術的（押印や署名の準備には、当然、物理的技術的な要素がある。また準備について予備罪として扱われる部分や、鑑識対象となる部分が存在するのであるが、そのため、押印又は署名にはかなり明確に犯罪抑止の効果があるのである。適切な代替策無き押印又は署名の廃止は、犯罪行為を起こすハードルを著しく低くするとなるものである。）になされるようにされたい。（なお、示されていた閣議決定については、刑法での押印又は署名の効果について適切に検討が行われておらず、また説明も不十分で代替となる手続きについての検討・制定もろくに無い拙速な内容のものと判断されるものである。行政あるいは一般の民事においても、正当性の確保は重要なものであるが、その確保についての考慮が欠けた当該閣議決定については、結果として不法を増やす効果があるものであってその点で公共の福祉に反するものであるため、あまり重視しないのが適切と考えられるものである。必要な公正性が確保さ</li> </ul>	<p>石油コンビナート等災害防止法上の申請・届出等は、それを受けて行われる検査等などにより、真正性は確認できることから、押印や押印に代わる電子署名等による真正性の確認は不要と判断しております。なお、必要に応じた申請・届出等を行う者の本人確認等は可能であると考えております。</p>	<p>無</p>

れるような手続き・書類となるようにされたい（そのために、押印又は署名を伴う事は、とりあえずそれなりに望ましい手段と考えられるものである。）（なお、概ねの場合について、「真に必要」となるものである事を述べておく。重要性の大小を問わず、公正性の確保のためには、押印又は署名について、真に必要性が存在する（これは概ね絶対の事であって（代替の手段が設けられている場合は事態を多少異にするが）、完全に正しいと言ってよい事であるはずである。物事を考える際に誤ってはいけない。公務員は特に。）。）

- ・（なお、情報処理的な観点から言うと、正当性の確保がされていない処理は、いくら可用性が高くても、使えないものである。可用性の重視によって正当性が毀損されないようにしていただきたい。行政関係（あるいはそれ以外についてもであるが。）の手続きで正当性が欠けるのは、社会にとって痛すぎる程に痛いものである。）

【個人】

○提出意見数：1件

※ その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令について

令和2年12月  
消防庁特殊災害室

【改正概要】

以下の措置を行うため、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和51年通商産業省・自治省令第1号）（以下「2省令」という。）を改正する。

○2省令の様式上に規定されている押印に関する事項

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）では、「押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。」とされている。

これを踏まえ、2省令に規定する各様式における届出者等の押印については不要とし、各様式中の㊟マークを削除するものである。

【スケジュール】

・公布日・施行日：12月25日（金）

○総務省令第二百二十五号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣 武田 良太

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三まで及び様式第五から様式第十までの規定中「㊦」を削る。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 総務省  
経済産業省 令第四号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に基づき、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣 武田 良太  
経済産業大臣 梶山 弘志

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年 通商産業省 令第一号）の一部を次のように改正する。  
自治省  
様式第一から様式第四までの規定中「㊦」を削る。



## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。